

三 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第十七条の二第一項第三号

変更に係る事項については、変更後の記載内容の下段に変更前の記載内容を赤色で併記すること。

8 宅地開発事業計画の変更の場合にあつては、変更に係らない事項についても記載し、かつ、変更に係る事項については、変更後の記載内容の下端に変更前の記載内容を赤色で併記すること。

信譽

6 「金額」欄は、総額を千円を単位として記載し、造成宅地数が2以上の場合においては、平均価額、最高価額及び最低価額を併記すること。

7 「処分の時期」欄は、処分予定年月を記載すること。

年 月 日

報告者 住所
氏名又は名称

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり、報告します。

22

事業区域の面積	
事業年度取得面積	当該事業年度末までに取得済みの面積の合計
事業年度造成面積	当該事業年度末までに造成済みの面積の合計
土地の面積	
事業年度処分面積	当該事業年度末までに処分済みの面積の合計
住用地	住用地
その他	その他
都市計画法等その他の法令の規定による許可その他の処分の特例	

備考
面積は、平方メートルを単位とし記載すること。